

令和2年度

第7回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和3年 1月13日(水曜日) 13時00分 開会
場 所 和歌山市役所14階会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積計画について
議案第6号	賃借料情報の提供について

出席委員（19名）

1 番	湯川 徳弘	1 1 番	廣井 伸多
2 番	辻本 傑	1 2 番	大河内壽一
3 番	笠野喜久雄	1 3 番	曾根 光彦
4 番	山本 茂樹	1 4 番	岩橋 章
5 番	藤田 城司	1 5 番	丸山 勝
6 番	古川 祐典	1 6 番	中尾 友紀
7 番	土橋 ひさ	1 7 番	坂東 紀好
8 番	谷河 績	1 8 番	吉川 松男
9 番	吉中 雅三	1 9 番	岩橋 章博
1 0 番	中村 弘		

出席職員

農業委員会事務局

局	長	東山 雅彦
課	長	奥谷 知彦
副 課	長	山本 哲也
班	長	中川 拓哉
事務主査		松尾 文子
事務主査		中谷 雅昭
事務主任		殿元 輝之

13時00分 開会

◆東山局長 定刻が参りましたので始めさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、換気を行っています。本日は農地利用最適化推進委員の皆様にもご出席いただいております。まずは、本日のスケジュールについて説明させていただきます。ただいまから第7回農業委員会総会を開催し、その後、農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議を開催します。合同会議では、はじめに和歌山市空家対策課による農地付き空家制度のご案内があり、続いて和歌山県農業会議による農地利用最適化の推進に関する研修を行います。最後に遊休農地所有者の戸別訪問について意見交換等を行います。途中休憩をはさみ午後4時頃終了を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） 午前の現地調査に参加された委員の皆様、お疲れさまでした。

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひします。

今年も遊休農地の解消活動を中心に、農業者の所得向上に向けた取り組みも行っていきますので、ご協力よろしくお願ひします。

ただいまより、第7回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る12月25日、吉中委員、中尾委員、吉川委員、岩橋章博委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、岩橋章委員、丸山委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、16件ありました。全て相続による所有権の取得です。

また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

なお、市外に在住の方が相続された件について、No. 2は現況が農地ではありません。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で4件ありました。

なお、No. 3、4については農業公社を通じた利用権の解約で、議案第2号農地法第3条許可申請No. 3と関連していません。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出が2件ありました。

No. 1 申請地は山口地区・・・、伊ズミヤ紀伊川辺店から北西に約・・・mに位置します。申請人は、経営面積8,726㎡を有する農家です。農業用機械及び農業用車両を保管するための農業用駐車場として使用するため、今回届出に至りました。

No. 2 申請地は和佐地区・・・、千旦駅の西約・・・mに位置します。申請人は、経営面積585㎡を有しています。農作業で使用する農機具を収納するための農業用倉庫を建築するため、今回提出に至りました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第16号に規定する認定電気通信事業の中継施設の設置についての届出で1件ありました。

No. 1 申請地は、安原地区・・・、紀北支援学校から南西約・・・mに位置しております。設置者は、・・・です。携帯電話用無線中継基地局を設置することにより、地域の携帯電話サービスの品質向上を図るため、転用するものです。なお和歌山

県と協議済で、賃借権設定です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で5件ありました。令和2年12月21日付、28日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で7件ありました。令和2年12月9日付、21日付で受理通知書を交付しています。なお、No. 2及び3は開発許可済、No. 6は宅地造成工事許可済、No. 4は使用貸借権設定です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農用地利用配分計画の認可について、説明いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、14件ありました。面積は田が24,944㎡、畑が3,310㎡、合計28,254㎡です。なお、No.1からNo.6については、令和2年12月2日付け、No.7からNo.14については、令和2年12月8日付けで県知事による認可済みです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借受予定者から証明願が2件ありました。対象農地は、田のみで面積は2,902㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。なお、対象農地については、28ページの議案第5号農用地利用集積計画No.1、2で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で7件ありました。

調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

なお、No.3については、報告事項農地法第18条第6項の合意解約No.3及びNo.4と関連しています。

また、No.4については、共有名義の土地ですが、各々の持ち分の全てを移転します。また、No.2については、市内新規就農となるため、現地調査ならびに事情聴取を行っております。本案件については担当の委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No.2につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので吉川委員さん報告願います。

◆18番（吉川松男）

12月25日、岩橋章博委員と事務局1名、私の3名で現地検証と事情聴取を行いました。申請地は新規就農で和歌山市・・・田、850㎡他4筆で計3,295㎡で内1,859㎡は八朔畑とし現在耕作しているもので1,436㎡の遊休地があり、ここに桃の木200本を植えるとの事で申請が出されました。申請人は和歌山市・・・、・・・、・・・の3人

で耕作するそうです。・・・は農業が初めてで当農地の大半を占める八朔の育成と桃の作付けで・・・が購入する迄、今まで作られていた近所の・・・に指導して頂く事になっています。今現在、農機具は草刈り機2台、軽トラ1台、噴霧機1台で、あと必要な機材は購入するそうです。

委員の皆様方の審議よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅から南東約・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。申請人は現在、親元の・・・に居住しておりますが、和歌山市内の農地を所有しております。兼業農家として農業面を維持するため、他の所有農地にも近く耕作や管理に最適である当申請地を農業者住宅として転用申請するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

No. 1 申請地は、直川地区・・・、開智中・高等学校から南東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおりますが、事業拡大に伴い、社用車及び従業員用の駐車スペースが不足していることから、今回、事務所に近く周辺農地への影響も少ない当申請地を露天駐車場として転用申請するものです。

No. 2 申請地は、安原地区・・・、和歌山東中学校から南西約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は近隣で・・・を営んでおりますが、現在利用している資材置場を返却することになったため、新たに建築資材等を保管するスペースを確保する必要があることから、当申請地を資材置場で転用申請するものです。なお、賃借権の設定です。

No. 3 申請地は、和佐地区・・・、河南総合体育館から南約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は、現在居住しているアパートが手狭になってきたことから、実家に近く、生活環境が整っている

当申請地を個人住宅として転用申請するものです。なお、使用貸借権設定で開発許可申請中です。また、令和2年12月14日付で農用地区域を除外済です。

No. 4申請地は、西和佐地区・・・、和歌山東警察署から南西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は、・・・等を生業としておりますが、現在の敷地ではバイクや修理道具の保管スペースが不足しており、日常的な仕事にも支障がでていることから、事務所に隣接している当申請地をバイク置場として転用申請するものです。

No. 5申請地は、岡崎地区・・・、交通センター前駅から北約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は、現在居住しているアパートが手狭になってきたことから、・・・に近く、生活環境が整っており、また・・・が所有する耕作地にも近い当申請地を農業者住宅として転用申請するものです。

No. 6申請地は、直川地区・・・、北サービスセンターから北西約・・・mに位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。申請人は、・・・を営んでおりますが、市内北東部の人口増に伴う・・・の需要が増加傾向にあることから、交通の便が良く十分な面積を確保できる当申請地を集会場として転用申請するものです。なお、賃借権の設定で、開発許可申請中です。

No. 7申請地は、安原地区・・・、紀北支援学校の・・・し、市街地に近接する

区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は、・・・を営んでおりますが、事業拡大に伴い、運送用の大型トラックの駐車スペースが不足していることから、拠点に隣接する当申請地を露天駐車場として転用申請するものです。

No. 8申請地は、西山東地区・・・、伊太祈曾駅から北西約・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。申請人は、現在居住しているアパートが手狭になってきたことから、・・・に近く、生活環境が整っており、また・・・が所有する耕作地にも近い当申請地を農業者住宅として転用申請するものです。なお、使用貸借権の設定です。

No. 9申請地は、和佐地区・・・、河南総合体育館から南西約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は、現在居住しているアパートが手狭になってきたことから、・・・に近く、生活環境が整っている当申請地を個人住宅として転用申請するものです。なお、使用貸借権の設定で、開発許可申請中です。また、・・・年・・・月・・・日付で農用地区域を除外済です。

No. 10申請地は、安原地区・・・、智辯学園和歌山から西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は、・・・を拠点に・・・等の・・・を行ってきましたが、近年高齢

者向け施設の需要が高まっていることから、交通の便が良く十分な面積を確保できる当申請地を介護施設として転用申請するものです。なお、賃貸借権の設定で、第1種特定工作物の新設許可申請中です。

No. 11申請地は、小倉地区・・・、小倉小学校から南東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は、・・・を営んでおりますが、事業拡大に伴い、既存の敷地では大型ダンプやトレーラー等の駐車スペースが不足していること、また事業用地を効率的に運用するためには新たな進入口が必要なことから、当申請地を露天駐車場及び進入路として転用申請するものです。

No. 12申請地は、安原地区・・・、安原小学校から南西約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は、現在居住しているアパートが手狭になってきたことから、・・・に近く、生活環境が整っている当申請地を個人住宅として転用申請するものです。なお、開発許可申請中です。これらの案件は一般基準を満たしています。

また、No. 1、6、7、10については現地調査ならびに事情聴取を行っております。本案件については担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1、No. 6につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので岩橋章博委員さん報告願います。

◆2番（岩橋章博） No. 1について報告します。昨年12月25日に現地調査並びに事情聴取を吉川委員、事務局とで実施しました。申請地は、和歌山北インターチェンジの西に位置し、かつては土地開発公社が保有し、虫食い状態で長年に渡り荒れ果てていた農地（直川用地）を、和歌山市が買い戻し企業誘致を進めた一団の土地に近接しております。申請者の・・・は、・・・に本社を置く・・・で、この直川用地に・・・として進出した企業です。今回の申請地はこのセンターの・・・位置します。今回の申請理由は、センター内に設けている社員の駐車場が手狭になってきたので申請に至ったとのこと。駐車予定数は20台で業務用の車は置かないとの事です。進入路は開智中・高校よりの県道西脇山口線からあり、センターとの間にある農地は防草シートを敷いた休耕状態であり、排水も特に問題ないと思われます。立地条件としましては、当申請地は第2種農地ではありますが、周辺は今後、市街化が見込めるものと思われます。

No. 6について報告します。これも同じく吉川委員、事務局とで、現地調査並びに事情聴取を実施しました。申請者は・・・で、・・・としての申請であります。近年、・・・も・・・の需要が多くなり・・・として申請するとの事です。申請者は・・・との事です。この申請地もNo. 1と同様、直川用地の北側に位置しており、・・・にあり、県道西脇山口線に接しており、北には水路があり、排水、進入路、南側の農地にも影響がないと思われます。立地条件は、当申請地も第2種農地ではあ

るものの、周辺は今後、ますます市街化が進んでいくものと思われます。

委員の皆様の慎重なご審議よろしく願います。

◆会長（谷河 績） 続いて、No. 7、No. 10につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので吉中委員さん報告願います。

◆9番（吉中雅三） No. 7について報告します。令和2年12月25日事務局の案内と説明のもと中尾委員と私とで現地調査及び事情聴取を行いました。事情聴取には・・・、仲介人の・・・様が出席してくれました。農地法第5条許可調査書に従い報告します。申請者で譲受人、和歌山市・・・番地・・・の・・・様、譲渡人、和歌山市・・・番地・・・様です。申請地は和歌山市・・・番地・・・田、2, 125㎡です。転用目的は露天駐車場です。申請理由については業務拡張に伴いトラックが年間5から10台増加しているため駐車場スペースが不足しています。それでトラックが敷地内に入れず地域住民に迷惑をおかけすることがあって申し訳なく又安全面から考えて今回の申請に及んだとの事です。

次に会社の内容は資本金・・・円、従業員・・・人、設立は・・・年・・・月・・・日、年間売上約・・・円、事業内容は・・・で、・・・、・・・がメインで季節的にみかん、柿、農産物等市場に運んでいるとの事です。

今回の申請地でなければいけない理由については、近くに和歌山南インターチェンジが出来たので交通の利便性が高まったため、又・・・、・・・の駐車場が満杯で広める

余地がないため、これからは・・・をメインにしたいためだそうです。又、今回の申請地には大型トラック12台を置く計画だそうです。雨水は敷地内で集水後北側紀ノ川左岸が管理する水路へ、コンクリートの擁壁を設置し土砂の流出を防止する。隣接農地の同意書も添付されていました。意見としては転用面積が2,125㎡と面積が大きいのは気になりますが、2種農地でもあり農地法上問題もないようですし、よってこの申請はやむを得ないと思います。

No. 10について報告します。令和2年12月25日事務局の案内、説明のもと中尾委員さんと私で現地調査及び事情聴取を行いました。事情聴取には、・・・の・・・様の・・・、・・・様が出席してくれました。この申請は和歌山市・・・、田、1,232㎡、所有者・・・様から・・・で・・・を行う・・・様が借り受け介護施設を建設するものです。

会社の内容は資本金・・・円、従業員・・・人、設立は・・・年・・・月・・・日、年間売上・・・円、事業内容は・・・です。

申請面積の必要性について、申請地は東西に細長い形状で進入路は東側の県道より入り、入り口半分は18台の駐車スペースをとり、西奥半分は・・・、・・・1棟を建築し、・・・室の部屋を作るとの事です。雨水は敷地内で集水後、西側の既設排水管へ汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、西側既設排水管へ、排水先は冬野水利組合で同意書をいただいています。又、申請地南側は資材置場で北側は宅地 西側は鉄道、東側が道路のため隣接農地はありません。建築資金は・・・円ぐらいで・・・

と・・・でまかなうそうです。完成予定は令和3年12月25日だそうです。意見としては農地法上何等問題はない様です。委員の皆様のご慎重なご審議よろしくお願いたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が14件ございました。全て使用貸借権の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。

また、全て農業委員会による利用権の新規設定となります。面積は、田が29,241㎡です。なお、No.6については新規就農となり、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No.6につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので中尾委員さん報告願います。

◆16番（中尾友紀） No.6につきまして、報告します。令和2年12月25日吉中委員さんと事務局2名で現地調査を行い、さらに矢田農地利用最適化推進委員さんも加わり事情聴取を行いました。

新規就農ということで、借人は、・・・番地、・・・、貸人は、和歌山市・・・番

地、・・・です。設定地、和歌山市・・・他1筆登記地目は田、現況地目は畑面積計1,093㎡です。職業は・・・の・・・月まで・・・の・・・を行っていましたが、生産から販売まで一貫したことができる第1次産業に興味を持ち就農を決意し、・・・が・・・でミカン、稲作など田を・・・ほどやっています。・・・は営農面積が狭いがやっているが、・・・といっており、自分が貢献できればと決意したそうです。世帯状況は・・・と・・・の・・・人家族であるが、現在は・・・アルバイトとキャベツ栽培を行っています。将来的には、・・・専業農家としてやっていきたい。・・・。実家が・・・の・・・で、家庭菜園をやっており、・・・に手伝ってもらうことも可能である。

農業経験等・・・でアルバイトしながら勉強をしている。作付計画は、キャベツを実際につくっており、次にブロッコリー、なすびを考えている。本来であればレモンを作りたいが、ミカン畑に害があることがおそわったので、ミカン畑のない所を開墾したいと希望しています。借入農地距離2km、車で5分、農地状態は良好です。農機具は、軽トラ1台、トラクター1台、動力噴霧器1台、草刈り機1台を借り入れている。今後の目標については、・・・や・・・などでミカン、かき、うめを1町ほどで営農したいと考える。

その他、年齢は・・・歳、農業に対し拡張の意欲がある方で特に問題はないと思われ。

委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願いたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます

した。議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 賃借料情報の提供について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件につきましては、農地法第52条に基づき、地域における農地の貸借の賃借料の目安となるものを農業委員会が調査し、情報提供するものです。具体的には、過去1年間の実際に締結されている賃貸借契約のデータを収集、大字単位などの地域別、水稲、普通畑などの種類別に調査、平均額等を算出し情報提供するものです。下欄の注意書きに基づき集計しています。

和歌山市においては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業による賃借料データを地域別に集計、平均額を算出し、市街化調整区域13地区を対象に情報提供しております。なお、令和2年12月24日時点での水利費が借人負担のもの及び賃貸借契約の情報として、紀伊、川永、山口、小倉、和佐、西和佐、岡崎、西山東、東山東、安原、名草地区が存在し、楠見、直川、三田地区については過去1年間、参考となるデータがございませんでした。田（水稲）の部としては、参考として和歌山市平均では5,600円となっております。なお畑の部として名草地区のみとなり、平均21,300円となっております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、

何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

◆会長（谷河 績） その他に何かございせんか。

「なし、との声」

それでは、ご質問がないようでございますので、第7回総会を閉会いたします。

13時50分 閉会